

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成31年 3 月 22 日

金 曜 日

第 4475 号

目 次

公安委員会規則

○富山県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 22 日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

富山県公安委員会規則第 2 号

富山県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

富山県公安委員会審査請求手続規則（平成28年富山県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「審理補佐者」を「審理官」に改める。

目次中「第 3 章 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続（第28条・第29条）」を「第 3 章 その他（第28条―第30条）」に改める。

第 2 条中「行政不服審査法（」の次に「平成26年法律第68号。」を加える。

第 3 条に見出しとして「（審理官）」を付する。

第15条中「審理関係人」を「当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出しようとする者」に改める。

「第 3 章 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に関する審査請求に関する手続」を「第 3 章 その他」に改める。

第29条を第30条とし、第28条の次に次の 1 条を加える。

(審理官の専決)

第29条 審理官は、審理に関する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外のものについて、専決することができるものとする。

- (1) 法第25条第2項の規定による処分の執行停止
- (2) 法第26条の規定による処分の執行停止の取消し
- (3) 法第45条、第46条の規定による審査請求の裁決その他の措置

附 則

この規則は、平成31年3月22日から施行する。